

平成29年度 ガス事業者等の立入検査実施結果について

(特定ガス発生設備を除く)

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

(1) 立入検査の実施について

ガス事業者等における法令の遵守状況及び自主保安体制の確立状況等を確認するため、毎年度、ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査を実施している。

立入検査対象事業者の選定は、下記の基準により行っているが、検査頻度については、事業者毎に「保安状況に対する評価」を行い、その評価結果によって立入検査の実施頻度を変える方式としている。

〈 立入検査の実施基準 〉

- i. 原則5年を超えない範囲内とする
- ii. 事業の譲渡譲受があった事業者
- iii. 前年度に重大な詳報対象事故の発生した事業者
- iv. 前年度の立入検査において、改善内容を確認する必要がある事業者
- v. ガス工作物の設置状況、定期報告、事故発生状況等から必要がある事業者
- vi. その他保安上必要と認められる事業者

〈 保安状況に対する評価項目 〉

- i. 法令及び保安規程の遵守状況
- ii. 技術基準の適合状況
- iii. 事故発生状況及び事故発生時の対応状況
- iv. 経年管対策、消費者保安対策の取組状況
- v. その他

(2) 立入検査の内容について

立入検査では、主に以下のⅠ～Ⅵの項目について確認している。

Ⅰ 技術基準適合状況について

- ① 製造設備の外観検査
- ② 供給設備（導管、整圧器、弁、水取器）の外観検査及び漏えい検査

Ⅱ 保安規程の遵守状況

- ① 保安管理体制、ガス主任技術者の職務内容、ガス主任技術者不在時の措置等
- ② 導管理設図の整備状況（記載内容、更新状況）
- ③ 保安に関する教育及び訓練の計画及び実施状況
- ④ ガス工作物の巡視、点検及び検査の実施状況
- ⑤ ガス工作物の記載内容と実態
- ⑥ ガス工作物の修理等の実施状況
- ⑦ ガス工作物の運転操作要領の整備状況
- ⑧ 導管工事及び他工事の管理状況
- ⑨ 災害その他非常時の体制整備状況
- ⑩ ガス漏えい及び導管事故に対する措置状況
- ⑪ 経年導管の改修状況（計画及び実施状況）

Ⅲ ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況

- ① ガス主任技術者の選任及び職務の実施状況

Ⅳ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況

- ① 自主検査の実施内容、使用前検査の受検状況

Ⅴ 保安業務規程の遵守状況

- ① 消費機器に係る周知及び調査の実施状況

Ⅵ その他法令の遵守等について

- ① 熱量、圧力及び燃焼性の測定状況、付臭の管理及び公害防止の状況等

(3) 立入検査の結果について

平成29年度は以下の3項目を重点確認項目とし、14事業者（表1参照）に対して実施した。

- ・ガス工作物の日常点検及び検査の実施状況
- ・他工事事業事故対策の実施状況や協定の締結状況
- ・保安業務規程に関する教育の計画・実施状況

立入検査の結果、文書による改善指導事項は13件（表2参照）あった。これらの改善指導事項については、後日提出された改善報告書により改善状況を確認した。

表1 立入検査実施状況一覧

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般ガス事業者	12	13	14
大口ガス事業者	0	0	0
ガス導管事業者	1	2	2
準用事業者	0	0	0

区 分	平成29年度
ガス小売事業者（特定ガス発生設備を除く）	2
ガス小売事業者及び一般ガス導管事業者	11
特定ガス導管事業者	1
ガス製造事業者	0
準用事業者	0

表2 平成29年度立入検査における指摘項目及び件数

項目	件数	番号	指摘された内容
I 技術基準の適合状況	3件	1	製造所構内の一部において、公衆の立ち入り防止措置が講じられていない。 (1件) 技省令 第4条
		2	中圧ガスホルダーの粉末消火器について、能力単位B-10以上のものを2個相当以上設置していない。 (1件) 技省令 第8条
		3	導管の漏えい検査について、管理用図面では計画通りに実施されたことになっているが、実際の現場図面では、一部において実施されていない。 (1件) 技省令 第51条第1項
II 保安規程の遵守状況	6件	4	保安管理組織は、社内組織名称と一致させた上で業務を行うべきところ、保安規程別表第2で定める保安管理組織の一部が、現在の実態と合っていない。 (3件) ガス事業法 第24条第2項 (第64条第2項)
		5	保安管理組織は、社内組織名称と一致させた上で業務を行うべきところ、保安規程別表第2で定める保安管理組織の一部が、現在の実態と合っていない。 また、別表第4で定める設備名の「圧送機」は「送風機」であり、名称が整合していない。 (1件) ガス事業法 第24条第2項 (第64条第2項)
		6	お客様サービス課において、内管工事の保安管理を行っているが、保安主任者が置かれておらず、また、保安管理組織に組み入れていない。 (1件) 保安規程第3条及び第4条
		7	緊急車及び工作車Aに保安装置として「呼吸用保護マスク」が装備されていない。 (1件) ガス漏えい及びガス事故等処理要領第4条
III ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況	0件		
IV 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況	0件		
V 保安業務規程の遵守状況	2件	8	保安管理組織は、社内組織名称と一致させた上で業務を行うべきところ、保安業務規程別表第1で定める保安管理組織の一部が、現在の実態と合っていない。 (1件) ガス事業法 第160条第2項
		9	現在の保安業務監督者については、保安業務規程第8条に定める保安業務監督者の資格を有していない。 (1件) 保安業務規程第8条

項 目	件数	番号	指摘された内容
VI その他ガス事業法関係の保安に関する規定の遵守状況	2件	10	<p>熱量及び燃焼性測定の一部において、他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口で測定していない。</p> <p>(1件) ガス事業法施行規則第17条</p>
		11	<p>地区整圧器において、微差圧計により出口ガス圧力を測定したところ、同整圧器に設置されている自記圧力計の記録値との差異が大きい。</p> <p>(1件) ガス事業法施行規則第17条第1項</p>
計	13件		